

**観音寺市新学校給食センター  
整備運営事業**

**審査基準**

**令和4年12月23日  
観音寺市**

## － 目次 －

第1章 本書の位置づけ.....	1
第2章 最優秀提案者の選定の概要.....	1
1. 選定方式.....	1
2. 選定方法.....	1
3. 選定体制.....	1
第3章 審査の手順.....	2
1. 参加資格審査（第一次審査）.....	2
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	2
第4章 審査内容.....	3
1. 参加資格審査（第一次審査）.....	3
2. 提案内容審査（第二次審査）.....	3
第5章 優先交渉権者の決定.....	8
1. 優先交渉権者の決定方法.....	8
2. 結果及び評価の公表.....	8
3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	8

## 第1章 本書の位置づけ

観音寺市新学校給食センター整備運営事業審査基準（以下「審査基準」という。）は、観音寺市（以下「市」という。）が、観音寺市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、本事業に応募する者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）へ公表する募集要項と一体のものである。

審査基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 第2章 最優秀提案者の選定の概要

### 1. 選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、高い技術力並びに事業マネジメントノウハウや効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、技術提案を重視する公募型プロポーザル方式を採用し、PFI 事業に期待されるコスト縮減を目指し、性能評価点と価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

### 2. 選定方法

最優秀提案者の選定は二段階の審査により実施する。第一次審査は参加資格審査、第二次審査は提案内容審査（提案価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、第一次審査は第二次審査の対象となる参加者を選定するためにのみ行うこととし、第一次審査の具体的な内容についてはこれを第二次審査に持ち越さないものとする。

### 3. 選定体制

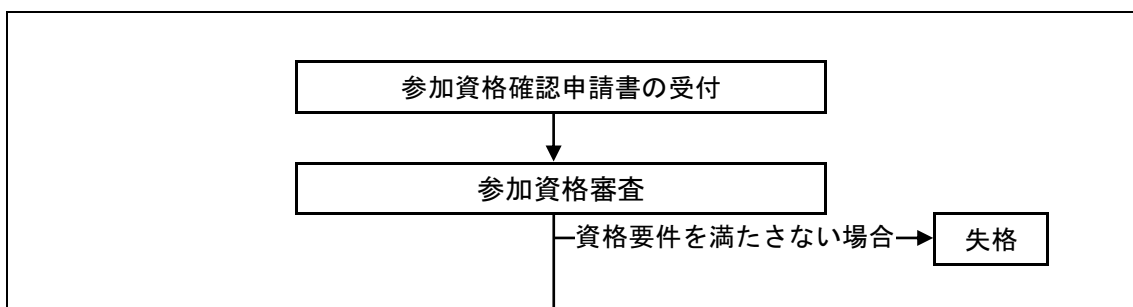
最優秀提案者の選定体制は、市が設置した観音寺市新学校給食センターPFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に関する審議並びに参加者より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、選定委員会は下表の5名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

委員長	吉長 成恭	一般社団法人ちゅうごくPPP・PFI推進機構代表理事 国土交通省PPPサポーター
副委員長	中山 哲士	岡山理科大学工学部建築学科 准教授
委員	宮武 千津子	栄養教諭 元香川県教育委員会事務局保健体育課主任指導主事
〃	挽田 公孝	観音寺市 副市長
〃	三野 正	観音寺市教育委員会 教育長

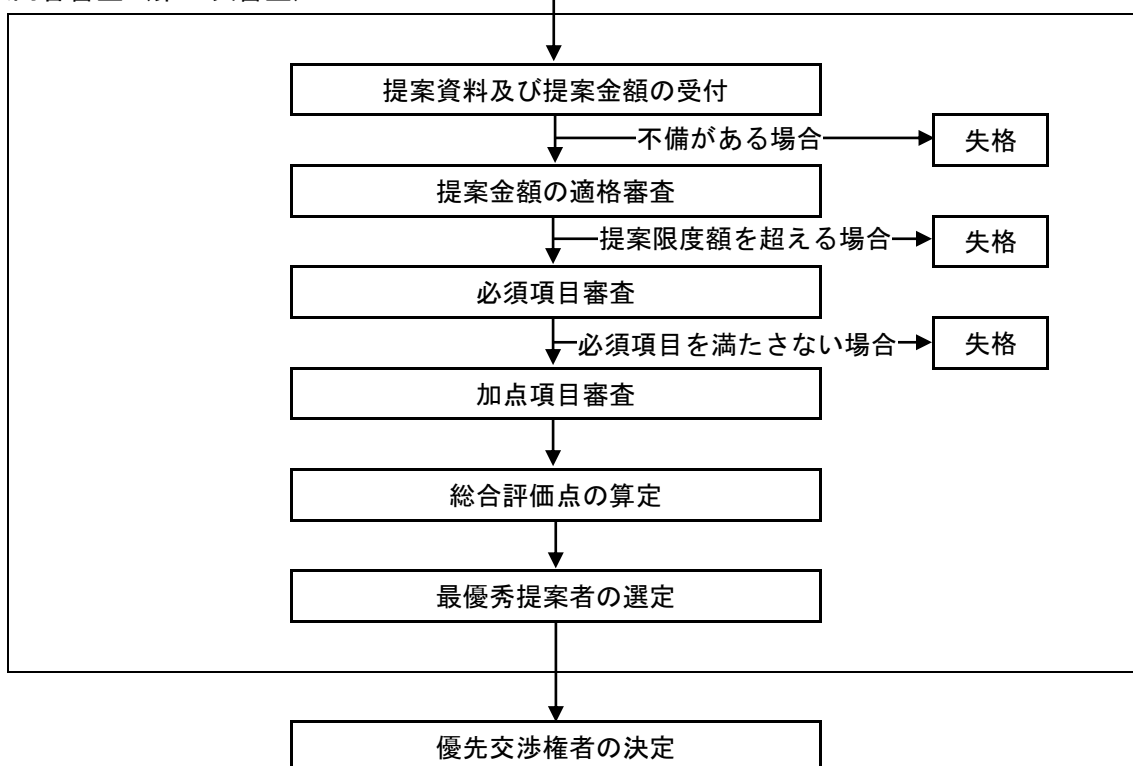
### 第3章 審査の手順

本事業における審査の手順は以下のとおりとする。

#### 1. 参加資格審査（第一次審査）



#### 2. 提案内容審査（第二次審査）



## 第4章 審査内容

### 1. 参加資格審査（第一次審査）

第一次審査では、参加者が備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

### 2. 提案内容審査（第二次審査）

#### (1) 提案資料の確認

第二次審査では提出された提案資料を確認し、様式集に記載した提出すべき書類が全て揃っていることを確認する。提案資料に不備がある場合は失格とする。

#### (2) 提案金額適格審査

第二次審査において市は、提案金額が上限金額を超えていないことを確認する。提案金額が上限金額を超える場合は失格とする。

#### (3) 必須項目審査

第二次審査では参加者の提出した提案資料の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する必須項目審査を行う。提案資料の内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。なお、必須項目審査の内容は以下のとおりとする。

- 1) 要求水準書の水準が未達でないこと。
- 2) 募集要項に示す要件及び様式集に示す提案資料の作成に関する条件について違反のないこと。

#### (4) 加点項目審査

第二次審査では、必須項目審査を通過した参加者の提案資料に対し加点項目審査を行い、当該参加者ごと性能評価点を付与する。性能評価点は評価項目ごとに4段階で評価し、全体で700点満点とする。加点項目審査の評価項目、評価の視点、配点は、次のとおりとする。なお、算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

ア 事業計画に関する提案（130点）

評価項目	評価の視点	配点
①事業実施方針	1) 本事業の目的、本件施設の役割などを十分理解し、事業実施方針について、優れた提案となっているか。	40
	2) 各構成企業、協力企業の役割及び責任分担、必要人員の確保など、事業実施体制について、優れた提案となっているか。	
	3) 本事業の特性を十分に理解し、事業者による主体的な事業マネジメントについて、具体的で優れた提案となっているか。	
	4) 各業務の品質確保に資する体制、特に開業準備、運営、維持管理段階において、業務品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られるセルフモニタリング体制及び実施方法や、市のモニタリングに対する協力方法について、具体的で実効性が高く、優れた提案となっているか。	
②資金調達・返済計画	1) 資金調達の確実性と安定性について、優れた提案となっているか。	30
	2) 毎年度の収支計画の適切性について、優れた提案となっているか。	
	3) 不測の資金需要への対応について、優れた提案となっているか。	
③リスク管理	1) 本事業に付随するリスク分析及びリスク分担について、優れた提案となっているか。	30
	2) リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案となっているか。	
	3) リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案となっているか。	
④市民の健康増進等に係る取り組み	1) 市のSDGsに対する本事業における考え方を踏まえ、事業期間を通じて、学校給食を起点とし、児童・生徒等の健康増進にも寄与する具体的で実効性の高い取り組みについて、優れた提案となっているか。	10
	2) 1)の実行策として、地産地消やフードテック等、市の食文化や食と健康の取り組みの推進に寄与する具体的で優れた提案となっているか。	
⑤地域社会への貢献	1) 地域社会への貢献について、長期にわたる事業期間を通じた地域や教育行政との関わり等に着眼し、具体的で実効性の高い優れた提案となっているか。また、地域を深く研究し、提案する内容を、事業期間を通じて自ら評価する等、具体的で優れた提案となっているか。	10
⑥余剰調理能力の活用支援	1) 市が事業者を求める事業期間終了後に食数の減少に応じた余剰能力の有効活用に向けた支援について、事業者の有する実績や全国の類似事例における成功例・失敗例を踏まえた的確な支援を行える体制・業務段階に応じた的確な支援内容に関し、優れた提案となっているか。	10

イ 設計・建設に関する提案 (240点)

評価項目	評価の視点	配点
①施設整備の基本方針及び配置計画	1) 事業実施方針の提案に基づいた施設整備の基本方針について、優れた提案となっているか。	40
	2) 配置計画は、周辺環境を考慮し、安全性、合理性に配慮した優れた提案となっているか。	
	3) 事業用地内の動線計画（食材搬入、給食の配送・回収、一般車両、歩行者等）は、安全性、機能性に配慮した優れた提案となっているか。	
	4) 観音寺市の景観をリードする、周辺環境に調和したデザインの提案となっているか。	
②施設整備計画	1) 本件施設内部において、給食エリアのゾーニング、諸室配置計画、動線計画について、安全性、機能性及び良好な業務環境等の観点から優れた提案となっているか。	40
	2) 市と事業者のエリア区分の考え方について、日々の業務に配慮された優れた提案となっているか。	
	3) 本件施設の構造計画について、安全性や耐震性に優れた提案となっているか。	
③調理設備・備品計画	1) 調理設備・備品計画は、最大5,000食の調理に対応した具体的で優れた提案となっているか。	30
	2) 調理設備・備品計画等が想定献立で示す内容を考慮した選定となっているか。また、「おいしい給食」の実現に向け、優れた提案となっているか。	
④施工計画	1) 施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある施設整備スケジュールについて、優れた提案となっているか。	30
	2) 事業用地内の安全確保や良好な就労環境の確保について、適切で優れた提案となっているか。	
⑤周辺環境への配慮	1) 事業期間にわたり各業務段階において、騒音、振動、臭気、粉塵発生の抑制等、周辺への影響を最小限に抑えるための工夫に関して、効果的で優れた提案となっているか。	40
	2) 周辺環境・建設環境に対し十分な調査・検討を行い、適切な対応策として、効果的で優れた提案となっているか。	
	3) 工事期間中の交通安全対策について、優れた提案となっているか。	
⑥ライフサイクルコスト・地球環境への配慮	1) 本施設の位置する気候条件や外部環境条件を十分に検討し、耐久性や更新性に配慮のうえ、事業期間にわたりライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化に繋がる施設整備内容について、優れた提案となっているか。	30
	2) 建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕に配慮された提案となっているか。	
	3) カーボンニュートラル社会の実現に向け、学校給食センターとして合理的に実現可能な具体的目標を設定し、環境負荷低減に繋がる施設整備内容について、積極的で具体的な提案となっているか。	
⑦地域経済への貢献	1) 本事業の特性を踏まえ、設計・建設業務において、効果的に市内企業を活用できているか。	20
	2) 設計・建設業務において、市内企業の活用や資材等の調達など地域経済への貢献について、具体的な提案となっているか。	10

ウ 開業準備に関する提案 (30 点)

評価項目	評価の視点		配点
① 開業準備計画	1)	供用開始時から質の高い給食サービスを円滑に実施するための開業準備計画について、各業務間の連携や市との連携を含め、具体的で優れた提案となっているか。	30
	2)	各種リハーサルについて、十分な検証期間・効果的なリハーサルの手順等として具体的で優れた提案となっているか。	

エ 維持管理に関する提案 (60 点)

評価項目	評価の視点		配点
①維持管理業務の基本方針	1)	事業実施方針の提案に基づいた維持管理業務の基本方針について、優れた提案となっているか。	20
	2)	本件施設の機器トラブル等、緊急時における事業者の業務対応体制や対応方法として、優れた提案となっているか。	
②修繕計画	1)	予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案となっているか。	20
	2)	食数の減少に伴う余剰調理機器について、使用のローテーションや稼働率の工夫等、建物や調理設備の長寿命化について、優れた提案となっているか。	
	3)	本事業終了時における諸手続きに向けた業務体制や引継ぎ等について、優れた提案となっているか。	
③地域経済への貢献	1)	維持管理業務において、市内企業の活用や地域における雇用促進などの地域経済への貢献について、具体的な提案となっているか。	20

オ 運営に関する提案 (240 点)

評価項目	評価の視点		配点
①運営業務の基本方針	1)	事業実施方針の提案に基づいた運営業務の基本方針について、優れた提案となっているか。	40
	2)	運営業務を実現する実施体制（経験者の配置、欠員への具体的な対応等）について、優れた提案となっているか。	
	3)	運営業務のセルフモニタリング及び業務品質の維持向上について、具体的で優れた提案となっているか。	
	4)	業務従事者の良好な就労環境の確保に係る工夫として優れた提案となっているか。	
②調理業務	1)	「おいしい給食」の実現に向け、「おいしい」を構成する要素に事業者のノウハウを基にした着眼点をもち、想定献立を基に子供たちの発達段階に応じた調理工程例を示し、具体的で優れた提案となっているか。	40
	2)	多様な献立に対応できる体制や方策について、具体的で優れた提案となっているか。	
	3)	子供の発達段階に応じた食材の調理方法について、安全性に配慮された具体的で優れた提案となっているか。	
③衛生管理業務	1)	調理業務において食中毒事故及び異物混入を未然に防止するための具体的で優れた提案となっているか。	40
	2)	従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、優れた提案となっているか。	



評価項目	評価の視点		配点
④配送・回収業務	1)	市内の交通事情の分析がなされており、調理後2時間以内の給食の提供が可能な配送計画について、効率が良く優れた提案となっているか。	30
	2)	配送・回収業務について、自然災害や交通渋滞、交通事故、配送車両の故障等の緊急時の対応策について、実効性のある具体的で優れた提案となっているか。	
	3)	配送・回収業務時における事業用地周辺の環境に配慮した交通安全対策等について、優れた提案となっているか。	
⑤食物アレルギー対応食	1)	食物アレルギー対応食の安全性確保について、市のこれまでの取り組みや過去の実例等に基づき具体的で優れた提案となっているか。	30
	2)	将来的に代替食を行う可能性があるが、その際の業務対応体制や対応方法について優れた提案となっているか。	
⑥食育支援業務	1)	「おいしい給食」の実現に向け、地場産材の情報を子供たちにPRする等、学校給食ならではの切り口で事業者が実施することのできる様々な食育支援に関し、独自の着眼点を有する優れた提案となっているか。	30
	2)	本件施設が市の食育の拠点となるような食育推進の取組みについて、優れた提案となっているか。	
	3)	本件施設の性能や成果等を効果的にPRできる取り組みとして、具体的で実効性の高いと判断できる優れた提案となっているか。	
⑦地域経済への貢献	1)	運営業務において、市内企業の活用や地域における雇用促進などの地域経済への貢献について、具体的な提案となっているか。	30

#### (5) 提案金額の得点化方法

提案金額を対象として、次に示す方法に基づき価格評価点を付与する。

- 1) 加点項目審査に進んだ全応募者のうち、提案金額が最低である者を第1位とし、価格評価点の満点である300点を付与する。
- 2) その他の参加者の価格評価点は、第1位の提案金額（最低提案金額）と当該提案金額との比率により算出する。なお、算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低提案金額} / \text{当該提案金額})$
---

#### (6) 総合評価点の算定

選定委員会は、加点審査により付与した性能評価点（算出した得点の小数点第3位を四捨五入）と、前項の計算式に基づき算出した価格評価点の合計値である総合評価点の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

## 第5章 優先交渉権者の決定

### 1. 優先交渉権者の決定方法

市は、第一次審査及び第二次審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として、以降の者は総合評価点の得点順に順位を決定する。

ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点と同点のとき）は、性能評価点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。なお、性能評価点も同点の場合は、「オ 運営業務に関する提案」の性能評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、「オ 運営業務に関する提案」の性能評価点も同点の場合は、該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。

### 2. 結果及び評価の公表

優先交渉権者の決定結果は、各参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページ等で公表する。

### 3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価、及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀提案者として適切と判定された場合において、当該最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

ただし、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において優先交渉権者として適切ではないと判定された場合（性能点が700点中420点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。